

関税法施行規則の一部を改正する省令（案）新旧対照条文

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>関税法施行規則（昭和四十一年大蔵省令第五十五号）</p> <p>別紙第 1 号書式 （書式省略）</p> <p>備 考</p> <p>1～7 （省 略）</p> <p>8 本邦へ入国する者が入国の際に携帯して輸入する貨物若しくは法第六条の二第一項第二号イ（税額の確定の方式）に規定する政令で定めるところにより別送して輸入する貨物若しくは令第三条第二項第一号（賦課課税方式を適用する貨物の指定）に掲げる貨物又は輸入される郵便物について電子計算機を使用して納税告知書を作成する場合で、日本工業規格（工業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）第十七条第一項（日本工業規格）に規定する日本工業規格をいう。）X 0012（情報処理用語（データ媒体、記憶装置及び関連装置））に規定する非衝撃式印字装置により印字するときは、2 及び3 にかかわらず、連続して接続した各片に同一内容の4 に掲げる事項を印字する方法によることができる。</p> <p>9 （省 略）</p> <p>別紙第 2 号書式 （書式省略）</p>	<p>関税法施行規則（昭和四十一年大蔵省令第五十五号）</p> <p>別紙第 1 号書式 （同 上）</p> <p>備 考</p> <p>1～7 （同 上）</p> <p>8 本邦へ入国する者が入国の際に携帯して輸入する貨物若しくは法第六条の二第一項第二号イ（税額の確定の方式）に規定する政令で定めるところにより別送して輸入する貨物又は令第三条第二項第一号（賦課課税方式を適用する貨物の指定）に掲げる貨物について電子計算機を使用して納税告知書を作成する場合で、日本工業規格（工業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）第十七条第一項（日本工業規格）に規定する日本工業規格をいう。）X 0012（情報処理用語（データ媒体、記憶装置及び関連装置））に規定する非衝撃式印字装置により印字するときは、2 及び3 にかかわらず、連続して接続した各片に同一内容の4 に掲げる事項を印字する方法によることができる。</p> <p>9 （同 上）</p> <p>別紙第 2 号書式 （同 上）</p>

<p>備考</p> <p>1 第1号書式備考(4及び8(本邦へ入国する者が入国の際に携帯して輸入する貨物若しくは法第六条の二第一項第二号イ(税額の確定の方式)に規定する政令で定めるところにより別送して輸入する貨物又は令第三条第二項第一号(賦課課税方式を適用する貨物の指定)に掲げる貨物について電子計算機を使用して納税告知書を作成する場合に限る。)を除く。)は、この書式について準用する。この場合において、同書式備考中「納税告知書」とあるのは「納付書」と、「延滞税の欄」とあるのは「延滞税又は加算税の各欄」と読み替えるものとする。</p> <p>2～4 (省 略)</p>	<p>備考</p> <p>1 第1号書式備考(4及び8を除く。)は、この書式について準用する。この場合において、同書式備考中「納税告知書」とあるのは「納付書」と、「延滞税の欄」とあるのは「延滞税又は加算税の各欄」と読み替えるものとする。</p> <p>2～4 (同 上)</p>
---	---